

## 環境に優しい整備事業場に対する顕彰について (関東運輸局山梨運輸支局長表彰)

CO2排出量削減、使用済み自動車等の適正処理・フロンの確実な回収、リサイクル部品の利用促進等整備事業者の環境への取り組みの活性化と自動車ユーザーの環境問題への意識高揚を図るため、環境対策に積極的に取り組む会員整備事業場に対して支局長表彰が実施されます。

下記により申請受付を行いますのでお申し込み下さい。

### 『(社)山梨県自動車整備振興会環境指向型整備事業者表彰申請受付』

積極的に環境対策へ取り組まれている会員事業場を「環境指向型事業者」として推薦する。

1. 環境対策への取組が優良で模範となる者。
2. 環境指向型整備事業者として山梨運輸支局長表彰を受賞し、引き続き基準維持事業場として環境改善に取組む者。
3. 道路運送車両法をはじめ関係法令を遵守する者。
4. 当会等の定款・各種規約等への遵守状況が良好な者。
5. 当会及び支部等の諸活動に協力的に参加されている者。
6. 申請、推薦段階で環境・公害に関する苦情等がないと認められる者。
7. 表彰の推薦は、原則として毎年3月に行うものとする。

#### 【表彰申請要項】

1. 申請受付期限 **2月28日（木）まで**

2. 申請方法

申請を希望される事業場は、「CO2排出量削減の取組等実施状況申告書」(本誌巻末)をコピーし、必要事項を記入の上、各支部経由にて振興会へご提出下さい。  
(申告書は指導・教育部門窓口にも用意しております。)

3. 現地確認及び審査

書面審査後、各団体の現地確認並びに山梨運輸支局の現地審査が行われます。

4. 関東運輸局長表彰に推薦

支局長表彰以後3年以上連続して優良な事業場は、関東運輸局長表彰に推薦いたします。

5. 当会以外の団体に所属する会員

自動車販売店協会、軽自動車協会、中古自動車販売協会、自動車車体整備協同組合、自動車電装品整備商工組合にも併せて所属している場合は、当該団体(整備振興会以外の所属団体)からの推薦となりますので同団体にご相談下さい。

6. 支局申請までの流れ

平成25年3月末

・振興会→環境に優しい自動車整備関連事業場山梨県推進協議会へ申請

平成25年4月中旬

・環境に優しい自動車整備関連事業場山梨県推進協議会→山梨運輸支局へ申請

平成24年4月下旬から5月上旬

・支局現地審査

※ 環境指向型事業者表彰審査基準をご参照下さい。

## 環境指向型事業者表彰審査基準

項目		基 準
CO2 排 出 量 削 減 の 取 組	①エアコンプレッサの圧縮エア漏れの防止体制	1. 定期的にエアコンプレッサーの圧縮エア漏れがないか確認している。
	②洗車時の節水の実行体制	1. 節水の実施を積極的に取り組んでいる。
	③温水洗車機の灯油の使用量の削減体制	1. 温水洗車機の灯油の使用量を管理し積極的に削減に取り組んでいる。
	④適切な室温の設定・管理体制	1. 空調の温度を控えめにしている。
	⑤照明電力の削減の実施体制	1. 照明電力の削減に積極的に取り組んでいる。
	⑥省エネ機器の活用	1. 省エネ機器を積極的に活用している。
	⑦不要な電源オフの実行	1. 不要な電源を切ることにより節電に取り組んでいる。
	⑧待機電力の削減	1. 待機電力の削減に積極的に取り組んでいる。
	⑨燃費改善効果のある整備の周知	1. エコ整備等についての PR を行っている。
	⑩事業場における CO2 排出量の管理体制	1. CO2 排出量を年間を通して管理し把握している。(管理項目は最低限、電気、都市ガス、LP ガス、灯油、ガソリン、軽油、重油、入庫台数とする。)
産業廃棄物マニフェスト	①収集運搬業者、中間処理業者と契約しているか	1. 廃棄物処理法に基づき、収集運搬業者、中間処理業者又は最終処理業者（以下、「処分業者」という。）と個別に委託契約している。 2. 行政の許可証の内容（廃棄物の種類、事業区分、処理能力、許可条件、有効期間）が適正である。
	②マニフェストを交付しているか	1. マニフェストは、A、B1、B2、C1、C2、D、E 票の 7 枚綴りであり、B1 以下の票を廃棄物処理法に基づき処分業者に交付している。 2. マニフェストの交付台帳を作成している。
	③マニフェストを保管しているか	1. 回付されたマニフェストを 5 年間保存している。 2. 5 年の実績のない場合は、全て（最も古いものから最も最近のものまで）保管している。 3. 90 日以内に B2 票及び D 票、180 日以内に E 票が回付されない場合は、措置報告書を○○県知事に提出している。
	④マニフェストの交付等状況報告書を提出しているか	4. マニフェストを交付した場合、事業場ごとに前年度に交付したマニフェストの交付状況報告書を毎年 6 月 30 日まで、都道府県知事に提出している。
使用済み自動車等の処理	①自動車リサイクル法に基づく引取業者の資格を有しているか	1. 県知事の登録を受けている。（5 年毎に更新） 2. 自動車リサイクル促進センター、リサイクルシステムの引取業者の登録をしている。 3. 自動車リサイクル法に定める引取業者の標識が掲示されている。
	②引取時の自動車リサイクル料金の預託確認をしているか	1. 預託確認及び預託されていない場合の引取時預託を行っている。
	③引取り書面（引取証）の交付を確実にしているか	1. 取りの際に最終所有者に引取証を確実に交付している。
	④引取時の装備確認をしているか	1. 引取時にフロン類、エアバッグ類の装備確認を確実に行っている。
	⑤電子マニフェストにより処理しているか	1. 電子マニフェストにより取引・引渡し報告をしている。
	⑥フロン類を適正に処理しているか	1. 県知事の登録を受けている。（5 年毎に更新） 2. 自動車リサイクル促進センター、リサイクルシステムの回収業者の登録をしている。 3. 自動車リサイクル法に定める回収業者の標識が掲示されている。

		<p>4. フロン類回収機を保有し回収している。</p> <p>5. ロン類回収業者は使用済み自動車から回収したフロン類は、自ら再利用する場合を除き、自動車リサイクル法に基づき適正に処理している。</p> <p>6. フロン類の回収量等を電子マニフェストにより確実に報告している。</p> <p>7. 使用者に、フロン類の適正処理に関する情報を提供している。</p>
	⑦使用済み自動車を適正に処理しているか	<p>1. 廉油、廃ラジエータ液 (LLC)、燃料、廃バッテリー等を事前選別し収集運搬業者に排出している。</p> <p>2. 有価物として処分業者に引き渡す場合についても、電子マニフェストにより処理している。</p> <p>3. 使用済み自動車等のエアバッグを作動処理している。又は、使用済み自動車等のエアバッグを作動処理できる業者と委託契約し、適正に処理している。</p>
廃部品等の処理	①廃部品等を適正処理しているか	<p>1. 廃部品等（廉油、廃ラジエータ液 (LLC)、鉄くず、プラスチック、ガラス等）の処理について、適正回収ルートにより処理している。</p>
	②産業廃棄物を分別して保管しているか	<p>1. 産業廃棄物を種類毎に分別して保管している。</p>
	③保管場所には有害物質の流出等の防止対策が施されているか	<p>1. 保管場所には、周囲に囲を設け、床はコンクリート等による地下浸透防止対策を施している。</p> <p>2. 保管場所には、屋根等を設け、雨水等による流失防止対策を施している。</p>
	④保管場所には廃棄物の種類の掲示等があるか	<p>1. 保管場所には、廃部品等の置き場である旨を明示している。</p> <p>2. 保管場所には、保管責任者及び産業廃棄物の種類を掲示している。</p>
	⑤廃タイヤを適正回収ルートで処理しているか	<p>1. 適正回収ルートにより処理している。又は、マニフェストを交付し適正に処理している。</p>
	⑥廃バッテリーを適正回収ルートで処理しているか	<p>1. 適正回収ルートにより処理している。又は、マニフェストを交付し適正に処理している。</p>
	⑦廃塗料を適正回収ルートで処理しているか	<p>1. 適正回収ルートにより処理している。又は、マニフェストを交付し適正に処理している。</p>
環境保全の向上	①自動洗車機の設置届出をしているか	<p>1. 水質汚濁防止法に基づき〇〇県知事に届出している。</p> <p>2. 公共下水道に排水する場合は、「下水道法」に基づき公共下水道管理者に届出している。</p>
	②騒音、振動についてコンプレッサー等の設置届出をしているか	<p>1. コンプレッサーの定格出力が7.5キロワット以上の場合は、「騒音規制法」、「振動規制法」に基づき、市町村に届出している。</p>
	③塗装ブースの設置届出をしているか	<p>1. 労働安全衛生法に基づき、労働基準局に、有機溶剤設備設置届出をしている。</p> <p>2. 集塵装置等が設置されている。</p>
	④汚泥の処理等について適正に処理しているか	<p>1. 廃棄物処理法に基づき、収集運搬業者と個別に依託契約している。</p>
	⑤作業場、駐車場に廃油等がこぼれていなければ	<p>1. 作業場、駐車場等は、廃油、廃ラジエータ液 (LLC) の飛散等により周辺土壤を汚染することの無いよう管理している。</p>
	⑥ゴミ箱、廃棄物保管場所は廃棄物が溢れないよう管理しているか	<p>1. ゴミ箱、廃棄物保管場所等には、水質汚濁、土壤汚染の原因となる廃棄物が溢れない。</p> <p>2. 廃棄物は、定期的に処分しており、大量に保管することの無いよう管理している。</p>
	⑦敷地内に廃棄物、使用済み自動車、廃タイヤ等が放置されていないか	<p>1. 廃棄物は、所定の場所に保管している。</p>

リサイクル部品の活用	⑧作業場、事務所の整理整頓等を定期的に実施しているか	1. 作業場、事務所の整理整頓及び雑草の除去を定期的に行う等、環境美化に努めている。
	⑨浄化槽及び油水分離層の清掃を定期的に実施しているか	1. 浄化槽及び油水分離層の清掃を定期的に実施し、廃油等の流出を防止している。
	⑩一般廃棄物を適正処理しているか	1. 事務所から排出されるゴミは、分別して排出又は適正に処理している。
	⑪廃棄物は焼却処分とせず適正処理しているか	1. ダイオキシンの原因となる廃棄物は、焼却せずに適正に処理している。
	⑫リサイクル部品の情報を使用者に提供しているか	1. 整備依頼を受けた時、使用者に、当該整備に係るリサイクル部品の使用について情報を提供している。
	⑬リサイクル部品取扱い工場の案内掲示はあるか	1. リサイクル部品の取扱いが可能な旨の掲示をしている。
	⑭リサイクル部品の入手ルートを確保しているか	1. リサイクル部品の入手が可能な部品販売店を確保している。
	⑮リサイクル部品について保証期間を明示しているか	1. リビルト部品には保証期間を設け、この旨明示している。 2. リユース部品について、保証の有無等について説明している。
	⑯リサイクル部品を活用し促進しているか	1. 使用者からのリサイクル部品の使用依頼について、積極的に応じている。
	⑰リサイクル部品の使用状況の把握を行っているか	1. リサイクル部品について、使用状況の把握を行っていること。

なお、環境指向型事業者表彰審査基準における、CO2排出量削減の取組「⑩事業場におけるCO2排出量の管理体制」については、日整連が作成した「環境家計簿システム」を使用し、平成24年4月以降のデータを入力して、CO2排出量を把握する必要があります。

CO2排出量の管理・把握は日整連の環境家計簿をご利用下さい。

### 「環境家計簿システム」の新機能追加のお知らせ

日整連においてWEB上で提供しております「環境家計簿システム」につきまして、整備工場等におけるCO2排出量の把握及び自動車整備業界におけるCO2排出量調査等に活用されています。

また、平成23年3月に、「環境に優しい自動車整備事業場等」表彰制度の審査基準の策定指針が国土交通省より示され、運輸支局長表彰に係る二酸化炭素排出量の把握を、環境家計簿システム等を活用して行うこととされたことから、当該表彰のための環境家計簿システムの活用も増加傾向にあります。

今般、このような状況を踏まえ、本システムを整備事業者がより活用しやすいシステムとするため、新たな機能等を追加しましたので、お知らせします。

(J a s p a ニュース 38ページ参照)

## 環境家計簿システムの新機能

### ①「対前年比較・推移」ページの追加

#### (1) 事業者ごとの「エネルギー使用量」の対前年比較機能（最大過去3年間分を表示）

自動車整備事業場用環境家計簿システム

ようこそ 日整連モータース 様 ログアウト

当月記帳 年間記帳 **対前年比較・推移** グラフ ランキング 利用者情報

■ 年度間比較・推移を見る  
※比較・推移を確認したい年度を選択してください。

■ 対象年度: 2012年度 整備要員数: 30名

(1) エネルギー使用量										
項目 年度	ガソリン	灯油	軽油	重油	電気	都市ガス	LPG	合計	入庫 台数	原単位 (Kg-Co <sub>2</sub> /台)
21年度 09年度	使用料 110720.00	21836.50	63030.00	0.00	1335980.00	289755.00	0.00	1821321.50	6000台	206.22
	対前年差分 110720.00	21836.50	63030.00	0.00	1335980.00	289755.00	0.00	1821321.50	6000台	206.22
	対前年比率 (%) —	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22年度 10年度	使用料 110720.00	21836.50	63030.00	0.00	1335980.00	289755.00	0.00	1821321.50	6000台	206.22
	対前年差分 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0台	0.00
	対前年比率 (%) —	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23年度 11年度	使用料 83040.00	17432.50	50424.00	0.00	1096700.00	263040.00	0.00	1510636.50	6000台	170.53
	対前年差分 -27680.00	-4404.00	-12606.00	0.00	-239280.00	-26715.00	0.00	-310685.00	0台	-35.69
	対前年比率 (%) -25.00	-20.17	-20.00	—	-17.91	-9.22	—	-17.06	—	-17.31
24年度 12年度	使用料 67816.00	13946.00	37818.00	0.00	977060.00	214542.00	0.00	1311182.00	6000台	147.91
	対前年差分 -15224.00	-3486.50	-12606.00	0.00	-119640.00	-48498.00	0.00	-199454.50	0台	-22.62
	対前年比率 (%) -18.33	-20.00	-25.00	—	-10.91	-18.44	—	-13.20	—	-13.27

※表示されている数値等は仮入力したものであり、架空のものです。  
※前年と比較して差が無い場合及び比較年度の数値が入力されていない場合は対前年度比率が「—」表示となります。

#### (2) 事業者ごとの「CO<sub>2</sub>排出量」の対前年比較機能（最大過去3年間分を表示）

(2) CO <sub>2</sub> 排出量 (t-Co <sub>2</sub> )										
項目 年度	ガソリン	灯油	軽油	重油	電気	都市ガス	LPG	合計	入庫 台数	原単位 (Kg-Co <sub>2</sub> /台)
21年度 09年度	排出量 7429.31	1480.52	4323.86	0.00	75215.66	14661.60	0.00	103110.98	6000台	206.22
	対前年差分 7429.31	1480.52	4323.86	0.00	75215.66	14661.60	0.00	103110.98	6000台	206.22
	対前年比率 (%) —	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22年度 10年度	排出量 7429.31	1480.52	4323.86	0.00	75215.66	14661.60	0.00	103110.98	6000台	206.22
	対前年差分 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0台	0.00
	対前年比率 (%) —	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23年度 11年度	排出量 5571.98	1181.92	3459.09	0.00	61744.22	13309.83	0.00	85267.01	6000台	170.53
	対前年差分 -1857.33	-298.59	-864.77	0.00	-13471.44	-1351.78	0.00	-17843.97	0台	-35.69
	対前年比率 (%) -25.00	-20.17	-20.00	—	-17.91	-9.22	—	-17.31	—	-17.31
24年度 12年度	排出量 4550.45	945.54	2594.31	0.00	55008.50	10855.83	0.00	73954.61	6000台	147.91
	対前年差分 -1021.53	-236.39	-864.78	0.00	-6735.72	-2453.99	0.00	-11312.40	0台	-22.62
	対前年比率 (%) -18.33	-20.00	-25.00	—	-10.91	-18.44	—	-13.27	—	-13.27

※表示されている数値等は仮入力したものであり、架空のものです。  
※前年と比較して差が無い場合及び比較年度の数値が入力されていない場合は対前年度比率が「—」表示となります。

### (3) 削減率表示機能（任意選択した基準年度から最大3年間分を表示）

#### ■ 3年間の推移を見る

※3年間の増減率（%）推移を確認したい基準年度を選択してください。

■ 対象基準年度：   ～3年間

(3) 3年間の推移										
項目 年度	ガソリン	灯油	軽油	重油	電気	都市ガス	LPG	合計	入庫 台数	原単位 (Kg-Co <sub>2</sub> /台)
増減率（%） 09～10年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
増減率（%） 09～11年度	-25.00	-20.17	-20.00	—	-17.91	-9.22	—	-17.31	—	-17.31
増減率（%） 09～12年度	-38.75	-36.13	-40.00	—	-26.87	-25.96	—	-28.28	—	-28.28

| 新規登録の方法等 | 境界家計簿とは？ | 個人情報保護に関する基本方針 | ご利用規約 |  
All Rights Reserved, Copyright ©, JASPA

※表示されている数値等は仮入力したものであり、架空のものです。

※前年と比較して差が無い場合及び比較年度の数値が入力されていない場合は「—」表示となります。

### ② 「ランキング」ページの機能追加

ランキングの表示に1年度間（4～3月）を追加（以前は月ごとのみ表示）

 自動車整備事業場用環境家計簿システム

ようこそ 日整連モータース 様

■ CO2排出量のランキングを見る

■ 対象年/月：

■ 業態：   整備員員数：

順位	CO <sub>2</sub> 原単位												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
1位	10.65	7.49	7.16	3.37	7.62	7.71	6.26	9.61	9.23	9.38	6.77	10.02	34.57
2位	12.63	8.21	9.72	7.19	9.56	8.49	7.96	10.39	12.04	15.70	12.96	11.22	124.15
3位	14.80	10.81	10.80	11.98	10.13	12.29	12.33	11.24	15.36	16.70	16.82	12.50	126.36
4位	15.58	12.73	12.46	13.88	13.07	14.49	14.62	13.81	16.66	18.14	17.63	15.28	170.53
5位	16.34	15.81	17.30	17.08	14.01	17.41	15.13	15.18	18.62	19.54	27.29	16.02	183.44
6位	21.57	18.92	19.14	20.94	20.59	20.59	20.01	19.64	23.34	24.81	30.61	22.03	186.28
7位	26.89	23.21	30.97	26.63	27.38	24.31	31.89	33.36	29.98	37.31	37.69	27.59	256.04
8位	27.08	34.33	203.21	250.49	196.04	185.73	0.00	0.00	0.00	153.24	190.02	0.00	343.26
9位	906.27	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	364.62
10位	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1741.74

あなた の 順位	CO <sub>2</sub> 原単位												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
4 / 9位	3 / 8位	4 / 8位	4 / 8位	5 / 8位	4 / 8位	3 / 7位	4 / 7位	3 / 7位	2 / 8位	3 / 8位	4 / 7位	4 / 10位	
15.58	10.81	12.46	13.88	14.01	14.49	12.33	13.81	15.36	15.70	16.82	15.28	170.53	

## 平成24年度「自動車分解整備事業の実態調査」の結果概要について

この度、平成24年度の自動車分解整備業実態調査の結果がまとめましたので、概要をお知らせします。ご協力頂きました事業者様、誠にありがとうございました。

### 1. 目的

本調査は、自動車分解整備業の現状及び経営状況等の実態を把握し、同事業の近代化を図り、健全な発達に資する方策の基礎資料として活用することを目的として実施するものです。

### 2. 調査時点

平成24年6月末現在。売上高等については、平成24年6月末に最も近い決算期分。

### 3. 調査結果の概要（別紙参照）

道路運送車両法に規定する自動車分解整備事業者（平成24年6月末時点91,867事業場）うち約2割を対象とし、有効回答数は全事業場の約1割）を対象として調査を行いました。

平成24年度調査における総整備売上高は3年ぶりに減少し、前年度と比較すると-3,039億円（5.4%）の5兆2,982億円となりました。

調査結果は平成23年度実績であることから、続いているデフレや東日本大震災後の整備に掛ける費用の冷え込みによる影響、維持費の安い軽・小型車の増加等が総整備売上高の減少につながったものと推測されます。

なお、詳細の分析は3月発刊予定の平成24年度版自動車整備白書に掲載する予定です。

#### （1）総整備売上高

リーマンショックの影響で落ち込んだ総整備売上高は、平成21年度調査を底に平成22・23年度調査では増加しましたが、平成21年度調査結果をも下回る結果となりました。

業態別に前年度と比較するとすべての業態で減少し、専・兼業が1,386億円（5.1%）、ディーラーが1,548億円（5.8%）、自家が105億円（4.6%）の減少となりました。

作業内容別では、「車検整備」が0.2%、「定期点検整備」が8.7%、「事故整備」が5.4%、「その他整備」は10.7%減少しました。

## 自動車整備業の概要

項目	調査年度							24/23
		平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	
1. 総整備売上高 ※ (億円)	59,524	57,720	54,671	54,869	56,021	52,982	94.6 %	
	専・兼業 (比率、%)	29,591 (49.7)	29,670 (51.4)	26,303 (48.1)	26,305 (47.9)	27,095 (48.4)	25,709 (48.5)	94.9 %
	専業 (比率、%)	21,594 (36.3)	22,738 (39.4)	19,459 (35.6)	19,996 (36.4)	21,146 (37.7)	19,515 (36.8)	92.3 %
	兼業 (比率、%)	7,997 (13.4)	6,932 (12.0)	6,844 (12.5)	6,309 (11.5)	5,949 (10.6)	6,194 (11.7)	104.1 %
	ディーラー (比率、%)	27,355 (46.0)	25,585 (44.3)	26,140 (47.8)	26,311 (48.0)	26,637 (47.5)	25,089 (47.4)	94.2 %
	自家 (比率、%)	2,578 (4.3)	2,465 (4.3)	2,228 (4.1)	2,253 (4.1)	2,289 (4.1)	2,184 (4.1)	95.4 %
2. 企業数	70,828	72,001	72,861	74,027	73,690	73,572	99.8 %	
3. 事業場(工場)数	89,203	90,518	91,281	91,736	91,874	91,867	100.0 %	
専・兼業	69,131	70,396	71,387	71,943	72,106	72,200	100.1 %	
	専業	54,191	55,141	55,365	57,182	57,266	57,176	99.8 %
	兼業	14,940	15,255	16,022	14,761	14,840	15,024	101.2 %
	ディーラー	16,226	16,228	16,143	16,082	16,015	15,961	99.7 %
	自家	3,846	3,894	3,751	3,711	3,753	3,706	98.7 %
4. 指定工場数	28,708	28,916	29,066	29,115	29,252	29,360	100.4 %	
5. 整備関係従業員数 (人)	549,464	546,574	564,058	570,223	585,475	553,893	94.6 %	
6. 整備要員(工員)数 (人)	389,370	393,893	396,164	401,038	402,221	401,099	99.7 %	
	うち整備士数 (人)	334,744	343,531	344,216	342,897	347,276	346,051	99.6 %
整備士保有率 (%)	86.0	87.2	86.9	85.5	86.3	86.3	—	
7. 1事業場当たり整備要員数 (人)	4.4	4.4	4.3	4.4	4.4	4.4	± 0.0 人	
8. 保有車両数 (3月末、千台)	79,236	79,081	78,801	78,693	78,661	79,113	100.6 %	
9. 技術料(工賃)の値上率 (%)	+ 0.7	+ 0.5	+ 0.3	+ 1.0	+ 0.8	+ 0.8	—	
10. 整備要員 1人当たり 年間整備 売上高 ※ (千円)	専・兼業	11,503	11,446	10,020	9,903	10,126	9,617	95.0 %
	専業	11,063	11,494	9,756	9,698	10,197	9,433	92.5 %
	兼業	12,888	11,288	10,854	10,609	9,881	10,245	103.7 %
	ディーラー	24,308	22,214	22,830	22,622	23,209	22,002	94.8 %
	平均	15,400	14,757	13,911	13,775	14,054	13,320	94.8 %
11. 整備要員 平均年令 (歳)	専・兼業	45.6	46.0	46.4	46.3	47.1	47.3	+ 0.2 歳
	専業	46.7	47.1	47.5	47.4	48.1	48.4	+ 0.3 歳
	兼業	42.2	42.6	43.1	42.7	43.5	43.6	+ 0.1 歳
	ディーラー	31.9	32.1	32.4	32.5	32.8	33.8	+ 1.0 歳
	平均	41.4	41.7	42.2	42.1	42.8	43.3	+ 0.5 歳
12. 整備要員 1人当たり 年間給与 (千円)	専・兼業	3,585	3,541	3,526	3,509	3,557	3,518	98.9 %
	専業	3,533	3,472	3,469	3,468	3,522	3,488	99.0 %
	兼業	3,751	3,763	3,706	3,651	3,679	3,621	98.4 %
	ディーラー	4,271	4,135	4,119	4,050	4,153	4,217	101.5 %
	平均	3,794	3,724	3,706	3,674	3,736	3,727	99.8 %

## 環境に優しい自動車整備関連事業場 山梨県推進協議会委員会が開催されました

◇日 時 2月4日（月）14：00～

◇場 所 （社）山梨県自動車整備振興会 会議室

◇出席者 環境に優しい自動車整備関連事業場山梨県推進協議会委員  
(構成6団体各専務理事)

（社）山梨県自動車整備振興会 山梨県自動車販売店協会

山梨県軽自動車協会 山梨県中古自動車販売協会

山梨県自動車車体整備協同組合 山梨県自動車電装品整備商工組合

### ◇会議事項

（1）平成25年度環境指向型事業者支局長表彰の推薦について

（2）環境指向型事業者表彰申告書、審査表について

・CO2排出量削減の取組等実施状況申告書

・CO2排出量削減の取組等実施状況審査表

（3）その他

## 自動車検査員業務等研修会並びにセミナーが開催されました

指定整備事業協議会では、検査実務に携わっている自動車検査員の疑問点等を解消するための「自動車検査員業務等研修会」を下記のとおり開催しました。

この研修会は、自動車検査員としての業務を行うなかで、「日頃疑問に思っていること」「判断に困っていること」等の疑問点等についてアンケートを行い、検査関係62項目、整備関係12項目、その他29項目、合計103項目の質問を頂きました。

研修会においては質問事項について、山梨運輸支局専門官、自動車検査法人検査官がそれぞれ担当部門について説明し、質疑応答も行われ、検査業務の確実な実施を図るための有意義な研修会となりました。

### 【検査員業務研修会】

◇日 時 1月29日（火）13：30～

◇場 所 （社）山梨県自動車整備振興会 大講堂

◇出席者 自動車検査員 190名

また上記研修会終了後、「指定整備事業協議会主催セミナー」を開催致し、「選ばれる工場になるために～安心・安全を売って～」をテーマに、当協議会の有限会社清里自動車 秋山英年社長が講師となり、今までの経験を交えながら、厳しい時代に安心と安全の整備をお客様に提供するための講演を行いました。



## 「車ふれあい祭り ‘2012」お楽しみ大抽選会 「点検整備推進賞」について

「車ふれあい祭り ‘2012」お楽しみ大抽選会において、景品として点検整備推進賞(3,000円割引券)153本が来場者の皆様に当選されました。

この景品は、車検・定期点検・一般整備(オイル交換等)料金の3,000円割引券となりますので、次の事項をご理解の上、ご協力をよろしくお願ひします。

割引券の有効期限は2月末日、振興会への提出期限は平成25年3月8日(金)までとなっております。

### 「自動車点検整備推進賞」 (割引券)

(実施された自動車整備工場へ)

■下記の必要事項をご記入下さい。

・お客様のお名前・車両番号・認証番号・実施工場名

■利用されました割引券は、平成25年3月8日(金)までにご提出下さい。

■実施された請求書等の写しを添付して下さい。



## 指定自動車整備事業者等講習会開催について

指定自動車整備事業の適切かつ円滑な運営を図るため、標記講習会を山梨運輸支局のご協力を頂き下記により開催致します。

受講対象者は、必ず受講されますようお願いします。

1. 講習対象者 ①指定整備事業者  
②事業場管理責任者  
③保安基準適合証交付者  
④主任技術者  
⑤その他指定整備事業に携わる中間管理者

2. 開催日時 2月21日(木)

午前の部	対象者	保安基準適合証交付者、主任技術者、中間管理者	受付	9:00~9:30
		講習	9:30~12:00	
午後の部	対象者	事業者、事業場管理責任者	受付	13:00~13:30
			講習	13:30~16:00

3. 開催場所 (社)山梨県自動車整備振興会 大講堂

4. 受講料 1名 2,000円

5. その他 受講修了証明を致しますので、自動車整備技能者手帳をご持参下さい。

## 第121期技術講習所受講生募集のご案内

### 1. 募集種目

一級小型自動車（A課程）・二級ガソリン・三級ガソリン

### 2. 募集人員

種目	募集人員数
一級小型自動車（A課程）	20
二級ガソリン	40
三級ガソリン	40

（受講希望人員10人未満の場合は開講いたしません。）

### 3. 受講申込み

①申込期間 3月1日（金）～4月5日（金）

②受講申込み方法 受講希望者は受講申請書（教育課窓口にあります）に必要事項を記入のうえ受講料を添えてお申し込み下さい。  
受講者の都合により未受講となった場合の受講料の返却はいたしません。

### 4. 受講料

種 目		受講料	備 記
一級小型自動車 (A課程)	会員	87,000	受講料には、テキスト代・資料代を含みます。
	会員外	125,000	
二級ガソリン	会員	57,000	
	会員外	82,000	
三級ガソリン	会員	57,000	
	会員外	82,000	

### 5. 予定講習日程

（講師手配の都合上、受講者への講習日程表は開講式の日にお渡しします）

- ①一級小型自動車（A課程） 原則 月曜日の30日間を予定
- ②二級ガソリン 原則 火曜日の20日間を予定（土曜日1日含む）
- ③三級ガソリン 原則 木曜日の20日間を予定（土曜日1日含む）
- ④講習時間 9：10～15：50（1日6時限）
- ⑤開講式・全課程（予定） 平成25年5月9日（木）講習開始初日に行います。  
(一級課程は開講式のみとなります。)  
※9：00より開講式を始めます。

・二級・三級 修了式（予定） 平成25年 9月 下旬  
・一級小型自動車 修了式（予定） 平成26年 3月 初旬

## 6. 受講資格（実務経験は講習修了日までとする）

一級小型自動車 (A課程)	二級ガソリン及び二級ジーゼル整備士の両資格取得者で、いずれか一方の技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して <b>3年以上の実務経験</b> を有する者
二級ガソリン	三級の技能検定に合格した者で技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して <b>3年以上の実務経験</b> を有する者 (大学機械科卒1.5年、高校機械科卒2.0年)
三級ガソリン	自動車の整備作業に関して、 <b>1年以上の実務経験</b> を有する者 (大学機械科卒0.5年、高校機械科卒0.5年)

## 7. その他

- ①本講習は検定試験の実技試験免除の講習です。
- ②受講者は、白色作業服を着用していただきます。
- ③デジタルサーキットテスタをご用意下さい（ポケット型は不可）

※自動車整備商工組合販賣課で下記の物を取り扱っています。

☆白色作業服	3,045円 (S~3Lまで)
	3,255円 (4L~BXL)
☆デジタルサーキットテスタ	7,000円

## 各種講習会・研修のお知らせ

### 1. 自動車エンジン電装講習会 (STEP UP3)

自動車のエンジン故障は、日々複雑になっています。  
また、外部診断機器を使用しないと故障系統すら分からず状態です。  
振興会所有の外部診断機を使って、エンジン電装理論、故障診断をしてみましょう。

- ◇ 受付期間 **12月3日（月）～2月15日（金）**
- ◇ 講習日時 **2月20日（水）9:30～16:00**
- ◇ 講習場所 (社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場
- ◇ 担当講師 ディーラートレーナー、振興会
- ◇ 講習内容 自動車エンジン電装の理論と、ベンチエンジンや実車で外部診断機を使用した故障診断等の講習です。

**【注意 回路図を使って行いますが、回路図の読み方の講習は行いませんので、自動車電気基礎入門を受講済みの方、又は回路図が読める方を対象とします】**

- ◇ 持ち物 サーキットテスタ（デジタル）、筆記用具
- ◇ 受講料 5,000円（資料代含む）  
(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。)
- ◇ 定員 **先着10名**（定員になり次第締切とさせて頂きます）

## 講習申込方法

申込書は、本誌巻末、教育課窓口にあります。

また、振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の「会員ページ」からもダウンロードできます。必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込みください。

### 2. 整備主任者(技術)研修

標記研修を次のとおり実施致します。該当事業場には事前に通知致しますので、必ず受講されますようお願い致します。

研修対象者は、各事業場で選任されている整備主任者（1事業場1名以上）

◇研修会場 (社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場

◇担当講師 各ディーラー技術担当者

◇研修内容 学科：新機構・新装置について

実習：オートマチック・トランスミッションの構造・機能及び故障診断

◇受講料 6,500円（テキスト代含む）

#### 【使用テキスト】

・平成24年度版 自動車整備新技術（学科研修用） 945円

・平成24年度版 自動車整備新技術（実習研修用） 1,155円

◇研修日時 受付 9:00～9:30

研修 9:30～17:00 **※日程につきましては、下記の表を参照して下さい。**

	月日	曜日	該当支部	受講予定者数	担当		
					学科(小型)	実習	学科(大型)
13	2月7日	木	東ハ②	45	ホンダ	ホンダ	UDトラックス
			日下部				
14	2月14日	木	その他	20	スズキ	スズキ	日野

## 小型ジーゼル車整備基礎講習会の報告

小型ジーゼル車整備基礎講習会を1月12日（土）ディーラートレーナーのご協力を頂き実施しました。

ヨーロッパのエコカーと言えば、70～80%がジーゼルエンジン車！

日本ではトラック、バス等大型車のシェアが多いのですが、将来はどうでしょう？

ジーゼル車の基本的な定期交換部品に関する整備方法、コモンレール関係の技術的な説明等学科、実習を交えて行いました。

受講者からは、「日頃の整備についての再確認ができた」「新型車の整備に役立つ」等、講評を頂きました。

整備士である我々が定期交換部品を十分認知、理解し、ユーザーに対しトラブル回避のためにもお勧めすることの必要性が理解できた講習がありました。



## FAINESについて



### ～サービス料金改定のお知らせ～

#### 新サービス料金（税抜）

- ・入会金（初回のみ）12,000円（会員外35,000円）※変更なし

#### 通常会員（税抜）

- ・基本料金（月掛） 1,000円（会員外3,000円）
- ・整備マニュアル情報 見放題（課金なし）

#### 限定会員（申告制）（税抜）

- ・基本料金（月掛） 500円

※「整備マニュアル情報」と「標準作業点数表」は閲覧できません。

※会員外の方の限定会員には加入できません。



## ～新料金体系への移行について～

FAINESへログインすると「FAINESサービス料金改定のお知らせ」画面が表示されますので、内容を確認し、「新料金（通常会員）」または「限定会員」のいずれかを選択し画面上で手続きして下さい。

また、「あとで確認する」を選択した場合も、平成25年2月28日（木）までに、「通常会員」もしくは、「限定会員」を選択して下さい。

なお、限定会員を選択した場合は、別途FAINES「限定会員」申請用紙に必要事項をご記入の上、申請書を振興会までお届け下さい。限定会員の申請受付期間も2月28日（木）となりますので宜しくお願い致します。

サービス内容	新料金（平成25年4月1日～）	
	通常会員	限定会員
☆ 基本料金（月掛）	1,000円（税抜）	500円（税抜）
☆ 整備マニュアル情報	○見放題	✗閲覧不可
☆ 標準作業点数表	○	✗閲覧不可
故障整備事例＆アドバイス情報	○	○
技術情報	○	○
国産＆輸入自動車サービスデータ	○	○
☆ 車両データ	○	○
タイミング・ベルト交換要領	○	○
自動車整備新技術	○	○
燃料噴射装置故障探究マニュアル	○	○
リコール・改善対策	○	○
業界関連情報	○	○

☆変更箇所

## 全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol. 13

### ケースその1

【相談】平成24年5月1日 神奈川県 男性

異音直らず再修理、最初の代金は返却してもらえるか（整備関係—料金）

・車名：ワンボックス・登録年月：平成6年・走行距離：120,000km

一ヶ月程前、走行中に異音がするため、用品販売店（認証工場）に修理をお願いして、中古品のディファレンシャルを交換してもらったが、異音は消えていなかった。再度、見てもらったところ担当者毎に異音発生箇所が別々な場所を指しており心配です。

また、追加の修理代金も掛かると思いますが、直らなかった最初の代金は返してもらえるのでしょうか。

【対応】

依頼の整備作業が完了していないことから、内容によっては返却可能となるかも知れません。原因究明の難しさもあり、部分的には音の消えている箇所も有るのであれば、今後の作業とトータル的に考えて、結果的に余分な作業分について、工場と話し合いをされるようにお薦めします。

事業場確認後、事業場の意向として、再入庫させて異音発生箇所の確認を行い、対応させて欲しい旨を相談者に伝え、工場側と話し合いをされるように伝えた。

### ケースその2

【相談】平成24年5月8日 神奈川県 女性

【内容】異音直らず、加工した部品を元に戻して欲しい（整備関係—作業）

・車名：乗用車・登録年月：平成17年・走行距離：90,000km

（市役所からの紹介）

一ヶ月前、異音がすることから、用品販売店（認証工場）でブレーキパットからの異音発生との診断の下、修理をお願いしたが、納車後も異音（以前、別の用品販売店で見てもらった時にはプーリベルトからの異音と云われていた。）が直っていなかった。お店側は点検ミスだと説明しており、整備代金は返却するとは云うがパットを面取り加工しているので削ったとすれば交換時期が早まると思うので元に戻して欲しいと伝えているが店長からの連絡は無く不満を持っている。

次回は信頼のおける整備工場でお願いをする予定。

【対応】

事業場確認後、事業場では、お客様に内容が理解されていないことから、納得頂けるように内容説明を行う意向であること。

事業場と話し合いをされ、補償を含めた十分な説明を受けられるようお願いした。

※店長からは、ご主人らしき方から、音が消えないのならばプーリベルトも直せ、返金については銀行に行く足代も掛かるなど不当過大な要求されており、交渉窓口を契約者の女性と行いたいと思っており、新品とのパット交換等は受け入れられない旨、理解を求めたい

### エンジン廻り燃料噴射管整備時の注意事項

#### ■対象車両

三菱ふそうトラック・バス 4M4・4M5型エンジン搭載の中小型トラック・バス及び、コモンレール搭載車両全般

#### ■内容

高圧燃料噴射装置を搭載した中小型トラック・バスのエンジン廻り燃料噴射管を組み付ける際、噴射管接続部の締付不良や噴射管点検時の損傷見落とし、及び

クランプの取付忘れ等により、高圧の燃料が漏れて電装品や高温の排気系部品に付着し、発火して火災に至る恐れがあります。このため、燃料噴射管の組み付け作業時には下記の注意点を確認し、確実な作業実施をお願いします。

#### ■組み付け作業時の注意点

燃料管を組み付ける際には、下記の順序で確実に作業して下さい。また、異物等が混入した場合、エンジンが故障するおそれがありますので、作業時には絶対に異物等が混入しないように注意して作業して下さい。

①噴射管とコネクター部のシート面に傷、段差がないことを確認の上、組み付けます。

損傷等がある場合は、噴射管を新品に交換して下さい。

②噴射管のシート面とコネクター部のシート面を均一に密着させ、無理な力をかけずにフレアナットを仮締めします。

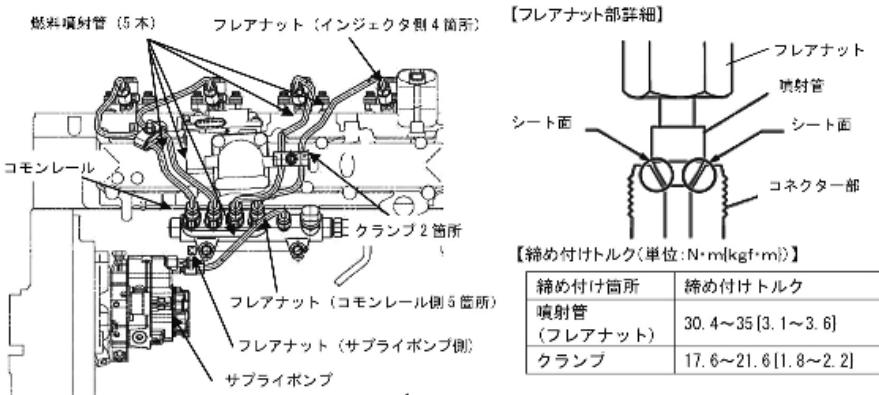
③クランプのゴムに亀裂、損傷等がないか確認の上組み付けます。

損傷等がある場合は、クランプを同じ形状の新品に交換して下さい。

④噴射管にクランプを取付、仮締めします。

⑤噴射管のフレアナットを規定トルクで締め付けます。(下記トルクは三菱ふそう例)

⑥クランプを規定トルクで締め付けます。(下記トルクは三菱ふそう例)



#### 注意

●コネクター部のシート面に対して噴射管のシート面が傾いたり、ずれたりした状態でフレアナットを締め付けた場合、フレアナットを規定トルクで締め付けてもシート面同士が密着しません。必ずシート面同士が均一に密着した状態で組み付けてください。

